

大会決議文 (案)

最近の日本の洋らん業界における情勢はますます厳しくなっている。ここ長野県で開催された社団法人日本花き生産協会洋らん部会第17回全国大会において生産、流通、消費の各方面からのご参加を頂き、いずれも厳しい状況が明らかにされた。

生産においてはエネルギーコストの上昇すなわち重油の高騰、さらにこれに伴ってビニール、鉢などの石油関連資材も高騰している。そして昨年の東京電力原発事故以降全国的に電力供給が不安定となり電力使用料の値上げも確実視されている。流通面においては平成16年4月に施行された改正卸売市場法での「卸売手数料の自由化」はその意図するところとは逆に手数料の値上げが行われ、又、消費税も値上げとなり、第一次産業では、値上げ分を価格転嫁出来ないことから、コスト軽減を図る産業政策を国に構築するよう求める。

我々洋らん生産者はより先進的な技術によって、高品質で斬新な商品を生産することにより、消費者に対して満足感と、喜びそして楽しさを与え続けることを目標にしている。

今こそ生産、流通、消費が力を合わせて共存共栄を図り、行政機関のバックアップの元に洋らん業界が未来へ向け大きく発展するため、今大会の総意を結集して以下の4点を決議する。

1. 卸売市場における取引内容の仕切り書への明示化、相対取引のルール作成、そして委託手数料の値下げを要望する。
2. 市場取引において手数料を生産者、買参人双方で負担し消費拡大費を捻出する政策の実現を要望する。
3. 現在我が国における電力供給機能が不安定になっている中で、電気使用料の大幅値上げが報道されているが断固反対する。
農事用電力の適用拡大或いは、農業用の電力料金を低減する政策を要望する
4. 第一次産業への消費税の軽減策を要望する。

平成24年7月18日

(社)日本花き生産協会洋らん部会

第17回全国洋らん生産者大会長野大会 実行委員会

TPP 交渉に向け、安倍晋三首相を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」が設置され、「攻めの農林水産業」に力点を置く方向性が示され、各方向から意見聴取が行われているところだと思えます。

「若者たちが希望を持てる強い農林水産業を創り上げる」と首相も強調していることは、大変心強い限りです。

現在の農業が抱える問題点として、長いデフレ経済の中で第一次産業界は大変厳しい経営環境に直面しています。重油の高騰、電気料金、運賃の値上げ等、原料値上げで農業資材全般の値上げ、そして、農産物の価格低迷、市場法改正で手数料も値上げ、その収入で経営している市場までも倒産が増える傾向にあり、生産流通共、八方塞がりの状況です。全国でも生産者が廃業や規模縮小そして後継者難になっていて、就業平均年齢 65 歳と高齢化傾向になっています。

今の農業は、高コスト過ぎることが問題であり、コスト軽減政策を実施し、価格転化できない第一次産業に、消費税の値上げも検討される中、思い切った産業政策を打ち出さないと壊滅的状况になると、予想されます。

財政出動を抑えた政策の創造・制度改革を実現し、以下の 4 項目を是非とも、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置付けて頂き、『元気、ヤル気の出る儲かる農業』を実現し立派な後継者が育つ政策の創造・制度改革の実現に向け、ご尽力を賜われますようお願い申し上げます。

記

① 農事用電力の利用拡大 (CO2 削減し冷暖房コストを軽減させる)

昭和 27 年という 60 年前の古い制度で、各電力会社の約款で定めている (灌がいのみ) を改正し、諸外国と同じように農業全般に利用できる約款改正を実施し、安価で安定した燃料として利用しコスト軽減を図る。(別紙 1、2 参照)

② 市場手数料の見直し (農家の手数料を減らす)

市場法を再度改正し、現行の「生産者のみの手数料」を利益者負担の原則にのっとり、買参人からも「市場使用料」を徴収し農家のコスト軽減を図る。

実現出来れば消費拡大 (宣伝) 費用の捻出がしやすくなる！！

プロモーションすれば、お店側 (買参人) にメリット大！！ (別紙 3、4 参照)

③ 消費税軽減税率の導入 (消費の落ち込みを抑える)

諸外国でも導入している、農産物に軽減税率を導入して『安心、安全な農産物』を安定供給を図る。(別紙 5 参照)

④ 市場倒産の防止 (農家の売り上げの確保)

最近、浜松中央、南大阪流通センター (11 月 9 日)、東京花き (1 月 4 日) 等、「市場の倒産」は、あってはならないことであり倒産防止の制度を創造する。

以上

自由民主党フラワー産業議員連盟役員名簿

平成25年2月13日

顧問 町村信孝 衛藤征士郎 逢沢一郎 森 英介 山東昭子
宮腰光寛 小坂憲次

会長 河村建夫

副会長 金田勝年 北村誠吾 衛藤晟一 今村雅弘 西野あきら
山田俊男

幹事長 江藤 拓

副幹事長 坂本哲志 西村康稔 小里泰弘

幹事 山口俊一 浜田靖一 佐藤 勉 竹本直一 田村憲久
石田真敏 金子恭之 吉野正芳 加藤勝信 谷 公一
古川禎久 森山 裕 山崎 力

事務局長 佐藤ゆかり

事務局次長 石井準一 若林健太

3 自由民主党 フラワー産業議員連盟 名 簿

平成25年2月8日現在

発起人

河村建夫先生(衆) 町村信孝先生(衆) 衛藤征士郎先生(衆) 森英介先生(衆)

宮腰光寛先生(衆) 江藤拓先生(衆)

山田俊男先生(参) 佐藤ゆかり先生(参)

計 8名

衆議院議員

石田真敏先生	今村雅弘先生	金子恭之先生	城内実先生	田村憲久先生
坂本哲志先生	竹本直一先生	古川禎久先生	森山裕先生	谷公一先生
永岡桂子先生	長島忠美先生	平将明先生	小里泰弘先生	浜田靖一先生
吉野正芳先生	稲田朋美先生	佐藤勉先生	山口俊一先生	伊東良孝先生
加藤勝信先生	徳田毅先生	西村康稔先生	河井克行先生	平口洋先生
北村誠吾先生	橘慶一郎先生	逢沢一郎先生	赤澤亮正先生	宮路和明先生
小泉龍司先生	泉原保二先生	今津寛先生	亀岡偉民先生	後藤茂之先生
今野智博先生	斉藤洋明先生	桜井宏先生	土井淳先生	長坂康正先生
福山守先生	藤井比早之先生	船橋利美先生	牧島かれん先生	松本純先生
宮下一郎先生	築和生先生	山際大志郎先生	大岡敏孝先生	青山周平先生
伊藤忠彦先生	岩田和親先生	大西英男先生	大見正先生	奥野信亮先生
金子恵美先生	上川陽子先生	工藤彰三先生	熊田裕通先生	佐々木紀先生
末吉光徳先生	武井俊輔先生	谷川弥一先生	津島淳先生	富樫博之先生
富岡勉先生	中川郁子先生	中根一幸先生	西川公也先生	西村明宏先生
林田彪先生	平口洋先生	三ツ林裕巳先生	武藤容治先生	吉川貴盛先生
原田賢治先生	田所嘉徳先生			

計 77名

参議院議員

藤川政人先生	若林健太先生	小坂憲次先生	衛藤晟一先生	山東昭子先生
松下新平先生	岸 宏一 先生	猪口邦子先生	山崎力先生	中川雅治先生
世耕弘成先生	石井準一先生	中原八一先生		計13名

合計98名

国別付加価値税 基準税率／花き・食料品軽減税率表

2012/8/14

株式会社 大田花き
加藤 了嗣

	確認日	基準税率	軽減税率 装飾用花き(※a)	軽減税率 食物生産用種苗	軽減税率 食料品
EU諸国					
オーストリア	2012/7/1	20	10	10	10
ベルギー	2012/7/1	21	6	6	6-12
ブルガリア	2012/6/1	20	20	20	20
キプロス	2012/6/1	17	17	5	5
チェコ	2012/7/1	20	14	14	14
デンマーク	2012/7/1	25	25	25	25
エストニア	2012/6/1	20	20	20	20
フィンランド	2012/7/1	23	23	13	13
フランス	2012/6/1	19.6	7	7	5.5-7
ドイツ	2012/7/1	19	7	7	7
ギリシャ	2012/6/1	23	13	13	13
ハンガリー	2012/7/1	27	27	27	18 _(※1)
アイルランド	2012/6/1	23	13.5	0	0-13.5
イタリア	2012/7/1	21	10	10	4-10
ラトビア	2012/6/1	22	22	22	12 _(※2)
リトアニア	2012/6/1	21	21	21	21
ルクセンブルグ	2012/7/1	15	6	3	3
マルタ	2012/6/1	18	18	18	0-5 _(※3)
オランダ	2012/7/1	19	6	6	6
ポーランド	2012/7/1	23	8	5	5-8
ポルトガル	2012/6/1	23	23	6	6-13
ルーマニア	2012/7/1	24	24	24	24
スロバキア	2012/7/1	20	20	20	20
スロベニア	2012/7/1	20	8.5	8.5	8.5
スペイン	2012/7/1	18	8	8	4-8
スウェーデン	2012/7/1	25	25	25	12
英国	2012/6/1	20	20	0	0
その他					
スイス	2012/1/1	8	2.5	-	2.5
ノルウェー	2012/1/1	25	14	-	14
米国(ニューヨーク市) ※4	2012/1/1	8.875	8.875	8.875	0 _(※5)
中国	2012/1/1	17	17	17	13

※a 園芸用の植物・植木・庭木・球根・根等の苗(但し飼料用のものを除く)および切花・観葉植物(但し人工の造花やドライフラワーを除く)
Part 5 of Schedule 3 (in accordance with Article 122), Value-added tax consolidation act 2010, Government of Ireland

※1 主要食材のみ軽減税率適用。

※2 乳児食のみ軽減税率適用。

※3 一部菓子のみ5%適用。

※4 付加価値税でなく小売売上税(流通段階で再販目的の仕入は無税となる。)

※5 基礎的食材のみ。

参照:

・IBFD Tax Portal, <http://www.ibfd.org/IBFD-Tax-Portal>, retrieved on 2012/7/10

・The New York State Department of Taxation and Finance, http://www.tax.ny.gov/pubs_and_bulls/tg_bulletins/st/food_sold_by_food_stores.htm, retrieved on 2012/7/12

・JETRO「中国 税制 その他税制 詳細」, http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_04/, retrieved on 2012/7/12

・Irish Statute Book, http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache:-v_MFWus_KIJ:www.irishstatutebook.ie/2010/en/act/pub/0031/sched3.html+&cd=3&hl=ja&ct=cink&gl=jp, retrieved on 2012/8/14